

令和2年2月28日

岡山県介護保険関連団体協議会 会員 各位

岡山県介護保険関連団体協議会
会長 松山 正春
(公印省略)

「認知症対応型共同生活介護事業所及び有料老人ホーム等における
新型コロナウイルス感染症の感染拡大のための対応について」(周知依頼)

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて標記について、岡山県保健福祉部長寿社会課より令和2年2月28日付 事務連絡文書にて当協議会宛に周知依頼がありました。

詳細は以下の添付書類をご確認の上、お取り計らいいただきますようよろしくお願ひいたします。

＜添付資料＞

- ・36) 周知依頼「認知症対応型共同生活介護事業所及び有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大のための対応について」(本書)
- ・36) 介護保険最新情報 Vol.771

＜岡山県介護保険関連団体協議会 事務局＞

〒703-8258

岡山市中区西川原 251-1 おかやま西川原プラザ別館

(NPO法人 岡山県介護支援専門員協会 内)

TEL 086-953-4953 FAX 086-953-4954

メール okakea@npo-ocma.org

事務連絡
令和2年2月28日

岡山県介護保険関連団体協議会 御中

岡山県保健福祉部長寿社会課

認知症対応型共同生活介護事業所及び有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止のための対応について

介護保険行政の推進につきまして、平素から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、「認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について」（令和2年2月27日付け厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室事務連絡）及び「有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について」（令和2年2月27日付け厚生労働省老健局高齢者支援課等事務連絡）のとおり通知がありましたのでお知らせします。

なお、本県に届け出等をした施設（有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅）につきましては、保健福祉課指導監査室から、連絡が可能な範囲で周知しておりますことを申し添えます。

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局 総務課認知症施策推進室、高齢者支援課

介 護 保 險 最 新 情 報

今回の内容

- ①認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について
- ②有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための対応について

計2枚（本紙を除く）

Vol.771

令和2年2月27日

厚 生 労 働 省 老 健 局

①総務課認知症施策推進室、②高齢者支援課

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願ひいたします。 〕

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 ①3975、②3981)

FAX : 03-3503-2740

事務連絡
令和2年2月27日

各 都道府県
指定都市
中核市 住宅担当部長
福祉担当部長

厚生労働省老健局高齢者支援課
国土交通省住宅局安心居住推進課

有料老人ホーム等における新型コロナウイルス感染症の
感染拡大防止のための対応について

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅（以下、「有料老人ホーム等」という。以下同じ。）の利用者等（有料老人ホーム等の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない有料老人ホーム等における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。

記

有料老人ホーム等においては、従来、医療機関等との連携を求めてきたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただきとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図ること。

以上

事務連絡
令和2年2月27日

各 都道府県
指定都市
中核市 介護保険担当部局

厚生労働省老健局総務課認知症施策推進室

認知症対応型共同生活介護事業所における新型コロナウイルス
感染症の感染拡大防止のための対応について

認知症対応型共同生活介護事業所の利用者等（認知症対応型共同生活介護事業所の利用者及び職員をいう。以下同じ。）に新型コロナウイルス感染症が発生した場合の対応については、「社会福祉施設等（入所施設・居住系サービスに限る。）における感染拡大防止のための留意点について（令和2年2月24日厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課ほか連名事務連絡）」でお示ししているところであるが、医師及び看護師の配置が必須となっていない認知症対応型共同生活介護事業所における感染拡大を防止する観点から、下記により、必要な対応の徹底を図られたい。については、管内市町村に周知を図られたい。

記

認知症対応型共同生活介護事業所においては、従来、協力医療機関等との連携を求めてきたところであるが、利用者等に新型コロナウイルス感染症が発生した場合、事態に迅速に対処できるよう、事前に協力医療機関等とも連携するなど、「高齢者介護施設における感染対策マニュアル 改訂版」なども踏まえ、どのような対応を行うべきか十分検討いただくとともに、職員間で共有し、事業所内での周知、徹底を図ること。

以上